

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等の監査

2 監査対象団体、監査期日、交付金等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	補助金等の名称	交付金額
株式会社 小国町地域総合商社 (産業振興課)	令和 6 年 12 月 26 日	令和 5 年度 小国町共同・協業販路開拓 支援事業費補助金	5,000,000 円

3 監査の対象事項

令和 5 年度における監査対象団体の出納その他の事務の執行のうち、町から財政的援助として受けている補助金等の執行状況

4 監査の方法

所管課に関しては、財政援助の決定は法令等に適合しているのか、公益上の必要性は十分か、条件その他補助に関する指令等の内容は明確か、額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か、効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているかの点を主眼とし、監査を執行した。

財政援助団体に関しては、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合しているか、補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求受領は適時に行われているか、事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の整備、記帳は適切か、補助金等に係る収支の会計経理は適切か、会計処理上の責任体制は確立されているか、実績報告は適正に行われているかを主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し、監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 補助金交付要綱
- ② 補助金交付申請書及び関係書類
- ③ 補助金交付決定通知書
- ④ 補助事業等実績報告書及び関係書類

- ⑤ 補助金の額の確定についての通知
- ⑥ 補助対象事業に係る令和5年度決算書

(2) 説明のため出席した者

株式会社小国町地域総合商社

安部康之営業本部長 小関明子総務マネージャー・営業本部マネージャー
所管課：産業振興課

磯部俊二産業振興課長 蛭谷マキ子商工労働政策担当主査

5 監査結果及び意見

監査の結果、事業における会計経理は出納関係帳票の整備、記帳が適正になされ正確であり、担当課における補助金交付手続き自体にも特段の問題は見当たらないものの、次の点について指摘するので改善されたい。

事業に要する経費の配分が計画と実績の内容に大きな乖離が見受けられる。当初申請の段階から相当程度精査された計画を立て、それに基づいた事業が執行されるべきであるが、事業実施に必要として認めた経費の大幅な増減、必要ないとした経費の実績での計上、また、物品の購入が年度末に集中するなど計画性を欠く事業となっている。事業者にこうした状況の改善を求める。事業担当課は補助金の申請に関わる事項につき十分な審査を行うよう努められたい。

なお、事業の軽微な変更について、補助金交付要綱第7条第1項第2号に「補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更」と定めているが、どのような状況を指すものか解りにくく、今後は解りやすい表現に改めることを検討されたい。

《参照関係条文》

小国町補助金等の適正化に関する規則

(補助金等の交付の決定)

第6条 一略一

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

(補助金等の交付の条件)

第7条 町長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者等は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業等の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

《令和5年度小国町共同・協業販路開拓支援事業費補助金交付要綱》

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は次の各号に掲げる変更とする。

(1) 補助対象経費の合計額の3割以内の減額

(2) 補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更